

振動規制法施行令別表第一（第一条、第三条関係）

|    |  |                                    |
|----|--|------------------------------------|
| 一  | 金属加工機械   |                                    |
|    | イ  | 液圧プレス(矯正プレスを除く。)                   |
|    | ロ  | 機械プレス                              |
|    | ハ  | せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)        |
|    | ニ  | 鍛造機                                |
| ホ  | ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)  |                                    |
| 二  | 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)   |                                    |
| 三  | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)   |                                    |
| 四  | 織機(原動機を用いるものに限る。)  |                                    |
| 五  | コンクリートブロックマシーン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)<br>並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)<br>建設用資材製造機械 |                                    |
| 六  | 木材加工機械   |                                    |
|    | イ  | ドラムバーカー                            |
|    | ロ  | チップパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) |
| 七  | 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)  |                                    |
| 八  | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)   |                                    |
| 九  | 合成樹脂用射出成形機   |                                    |
| 十〇 | 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)   |                                    |